

資料編：第Ⅳ編 一般災害復旧・復興計画

り災証明について

1. この証明は、災害救助の一環として、応急的、一次的な救済を目的として市長が確認できる程度の被害について証明するものです。
※民事上の権利関係には、効力を有するものではありません。
2. 「り災程度」は、「家屋」を対象として、1棟毎に母屋で判定します。
※家屋に付随する家財道具や門柱、門扉等の外構はこの証明の対象となりません
3. 集合住宅等の場合、1棟全体で判定しますので、各区画、各部屋によってはこの証明の「り災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。
4. 「り災程度」は家屋を屋根、壁、構造体等の部位別に表面に表れた被害を観察して判定します。
※表面に現れない被害（例：地中の杭の損傷、壁・構造体等の内部素材そのものの被害等）がある場合には、この証明の「り災程度」と異なることもあります。
5. この証明は、災害発生後概ね1ヶ月以内の状況をもとに判定しています。この証明は原則として一世帯一枚の発行となりますので大切に保管して下さい。

資料Ⅳ.3.2 「行橋市災害弔慰金の支給等に関する条例」

【行橋市災害弔慰金の支給等に関する条例】

昭和50年3月24日条例第1号
改正
昭和52年1月1日条例第6号
昭和53年7月17日条例第21号
昭和56年10月12日条例第18号
昭和58年7月18日条例第24号
昭和62年3月28日条例第6号
平成3年12月20日条例第28号

行橋市災害弔慰金の支給等に関する条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫

オ 祖父母

- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手續)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障がい者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障がい者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障がい者が災害により負傷し又は疾病にかかつた当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当りの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は5年)とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

資料Ⅳ.3.3 「行橋市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則」

【行橋市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則】

昭和50年4月1日規則第4号

改正

昭和58年7月18日規則第15号

行橋市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、行橋市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年3月24日行橋市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手續)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日、及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手續)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた市民に対し、負傷し又は疾病にかかつた地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 市は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（別紙様式第1号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（別紙様式第2号）を、市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
 - (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
 - (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
 - (4) 保証人となるべきものに関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の療養見込期間及び療養費概算額を記載した診断書
 - (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年度とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
 - (3) その他市長が必要と認めた書類
- 3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書（別紙様式第3号）を借入申込者に交付するものとする。

- 2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸付けない旨を決定したときは、貸付決定不承認通知書（別紙様式第3号）により借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した借用書（別紙様式第5号）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添え市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（別紙様式第6号）を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した申請書(別紙様式第7号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書(別紙様式第8号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(別紙様式第9号)を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書(別紙様式第10号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認書(別紙様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(別紙様式第12号)を、当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した申請書(別紙様式第13号)を、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(別紙様式第14号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書(別紙様式第15号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を市長に氏名等変更届(別紙様式第16号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代つてその旨を届け出るものとする。

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続きについて必要な事項は別に定める。

資料Ⅳ.3.4 「行橋市災害見舞金支給要綱」

【行橋市災害見舞金支給要綱】

昭和59年3月9日告示第15号

行橋市災害見舞金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内における災害（災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害を除く。以下「災害」という。）により住宅に被害を受けた者に対し災害見舞金（以下「見舞金」という。）を支給し、自立更生の助長促進の一助とすることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 天災（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象をいう。）火災及び爆発をいう。
- (2) 住宅 被害を受けた時、居住のために使用されている建物をいう。
- (3) 世帯 生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
- (4) 全焼、全壊、流失 住宅の焼失、損壊若しくは流失した部分とその住宅の延床面積のおおむね70%以上に達したものをいう。
- (5) 半焼、半壊 住宅の焼失、損壊した部分とその住宅の延床面積のおおむね20%以上70%未満のものをいう。

(見舞金の支給)

第3条 市内に居住する者が災害により次の各号の一に該当する被害を受けたときは見舞金を支給するものとする。ただし、被害の発生原因が被災者の故意によるときはこの限りでない。

- (1) 住宅が全焼、全壊若しくは流失したとき。
- (2) 住宅が半焼若しくは半壊したとき。

2 前項の見舞金は、住宅の居住者に対し、次により支給する。

区 分	見舞金の額
全焼・全壊若しくは流失	1世帯当たり 50,000円
半焼若しくは半壊	1世帯当たり 20,000円

資料IV.3.5 「行橋市市民税減免取扱規則」

【行橋市市民税減免取扱規則】

平成20年3月31日規則第16号

改正

平成22年3月31日規則第4号

平成24年3月19日規則第10号

行橋市市民税減免取扱規則

(趣旨)

第1条 この規則は、市民税減免の手続き、その他取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(減免の申請)

第2条 行橋市税条例（昭和61年行橋市条例第33号。以下「条例」という。）第51条の規定より市民税の減免を受けようとする者は、市民税減免申請書（様式第1号）、収入状況（見込）申請書（様式第2号）及び法人市民税減免申請書（様式第3号）に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に申請しなければならない。

(市民税の減免)

第3条 市民税の減免は、別表に定めるところにより行うことができる。

(減免の取扱い)

第4条 市長は、前条に規定する減免対象に該当すると認めるときは申請に基づき、当該減免事由発生以後に納期限の到来する当該年度分の税額を条例及びこの規則の定めるところにより減免する。ただし、当該減免事由の発生が1月から3月までの間であるときは、翌年度分の税額も減免の対象とする。

2 市長は、減免の申請のあった日から30日以内にその取扱いを決定し、市民税減免申請に係る決定通知書（様式第4号）又は法人市民税減免決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知しなければならない。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

【資料：第Ⅳ編 一般災害復旧・復興計画】

第3章 被災者等の生活再建等の支援

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2 改正後の行橋市市民税減免取扱規則の規定は、公益法人及び特定非営利活動法人（以下「公益法人等」という。）のこの規則の施行の日以後に終了する事業年度の均等割額について適用し、公益法人等の同日前に終了した事業年度の均等割額については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月19日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

【資料：第IV編 一般災害復旧・復興計画】
第3章 被災者等の生活再建等の支援

別表（第3条関係）

減免対象	適用区分	減免額	摘要
生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者		全額	
納税義務者の非によらず、失業、廃業等の理由により生活が困窮している者で、その年の所得額の見込が前年に比し7/10以上減少し、かつ、市長が必要と認めるもの	前年課税所得金額40万円未満	所得割全額	1. 控除対象配偶者又は扶養親族(以下「扶養親族等」という。)を有することを要件とする。 2. 失業・廃業等とは、その者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業につくことができない状態にあることをいうものであり、原則として雇用保険法(昭和49年法律第116号)の失業認定を受けていること及びこれと同一の事情にあることをいう。
	前年課税所得金額40万円以上80万円未満	所得割額の8/10	
	前年課税所得金額80万円以上120万円未満	所得割額の6/10	
	前年課税所得金額120万円以上160万円未満	所得割額の2/10	
納税義務者の非によらず、失業、廃業等の理由により生活が困窮している者で、その年の所得額の見込が前年に比し5/10以上7/10未満減少し、かつ、市長が必要と認めるもの	前年課税所得金額40万円未満	所得割額の5/10	3. 前年の収入には、総合譲渡・一時、配当、分離課税分は含めないこと。 4. 事業所得者の場合、減価償却費を経費計上しない専従者控除前の所得金額とする。
	前年課税所得金額40万円以上80万円未満	所得割額の4/10	
	前年課税所得金額80万円以上120万円未満	所得割額の3/10	
	前年課税所得金額120万円以上160万円未満	所得割額の1/10	
賦課期日において地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項第9号に該当する勤労学生である者		全額	
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第3号に規定する公益法人		均等割全額	その者に課されている市民税が均等割のみである場合に限る。
特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人		均等割全額	その者に課されている市民税が均等割のみである場合に限る。
災害により死亡した者		全額	
災害により法第292条第1項第9号に規定する障害者となった者		税額の9/10	
災害により住宅又は家財に損害を受けた者で、損害金額がその住宅又は家財の価格の3/10以上5/10未満であるもの	前年の合計所得金額が500万円以下	税額の1/2	1. 住宅又は家財については自己及び同一生計内の配偶者又は扶養親族が所有する物とし、住宅は自己及び同一生計内の配偶者又は扶養親族が常時起居する家屋に限る。 2. 損害金額には、保険金・損害賠償等により補てんされた金額を含めないこと。 3. 前年の合計所得金額とは、法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。以下「長期譲渡所得金額」という。)及び法附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額(法第314条の2の規程の適用がある場合は、その適用前の金額とする。以下「短期譲渡所得金額」という。)を含む。
	前年の合計所得金額が500万円を超え750万円以下	税額の1/4	
	前年の合計所得金額が750万円を超え1,000万円以下	税額の1/8	
災害により住宅又は家財に損害を受けた者で、損害金額がその住宅又は家財の価格の5/10以上であるもの	前年の合計所得金額が500万円以下	全額	1. 住宅又は家財については自己及び同一生計内の配偶者又は扶養親族が所有する物とし、住宅は自己及び同一生計内の配偶者又は扶養親族が常時起居する家屋に限る。 2. 損害金額には、保険金・損害賠償等により補てんされた金額を含めないこと。 3. 前年の合計所得金額とは、法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。以下「長期譲渡所得金額」という。)及び法附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額(法第314条の2の規程の適用がある場合は、その適用前の金額とする。以下「短期譲渡所得金額」という。)を含む。
	前年の合計所得金額が500万円を超え750万円以下	税額の1/2	
	前年の合計所得金額が750万円を超え1,000万円以下	税額の1/4	
災害により事業に損害を受けた者で、事業の損害額が前年の事業所得の総収入金額の3/10以上であるもの	前年の合計所得金額が300万円以下	税額のうち事業所得に係る所得割額に相当する額の全額	1. 事業の損失額は、災害による農作物、漁獲物、事業用資産及びたな卸資産等の損失額とし、共済金、保険金、損害賠償金等により補てんされた金額を含めないこと。 2. 前年の合計所得金額とは、法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額及び短期譲渡所得金額を含む。
	前年の合計所得金額が300万円を超え400万円以下	税額のうち事業所得に係る所得割額に相当する額の8/10	
	前年の合計所得金額が400万円を超え550万円以下	税額のうち事業所得に係る所得割額に相当する額の6/10	
	前年の合計所得金額が550万円を超え750万円以下	税額のうち事業所得に係る所得割額に相当する額の4/10	
	前年の合計所得金額が750万円を超え1,000万円以下	税額のうち事業所得に係る所得割額に相当する額の2/10	

様式第2号(第2条関係)

収入状況(見込)申告書

本年中の見込所得額の状況を次のとおり申告するとともに下記同意事項についても同意することを誓約いたします。

住所
申告書
氏名
印

1見込所得額の内訳(*太枠内は記入しないでください) (単位:円)

所得(収入)の種類	実績	今後の見込 月～月	本年分の見込所得 (所得算定後)	前年分の合計所得	割合
					(%)
給与収入					
退職金					
雇用保険					
労災保険					
年金収入					
事業収入					
その他収入					
計					

給与所得等算定の基礎

(給与収入+退職金+雇用保険+労災保険)－給与所得控除＝給与所得等の額

事業所得算定の基礎

事業収入－必要経費＝事業所得

(単位:円)

収入の内訳 (月分)	総収入の内訳		必要経費の内訳		差引事業所得
売上収入			商品仕入金		
未収売掛金			租税公課		
不動産収入			地代・家賃		
			光熱水費		
合計					

同意事項

- 減免申請の要否判定における資産・収入の状況について、貴職が官公署または金融機関に調査を依頼することに同意します。
- 申請後(決定後)において、見込所得額が増加した場合は速やかに届け出ること同意します。

様式第3号(第2条関係)

法人番号

法人市民税減免申請書

年 月 日

行橋市長

申請人 所在地 _____
 (納税義務者) 法人名 _____
 代表者名 _____
 電話番号 _____

下記のとおり法人市民税の減免を申請します。

事業種目		資本等の金額	
減免を必要とする算定期間	年 月 日から	年 月 日	
納 期 限	年 月 日		
税 額	均等割額 A	法人税割額 B	市民税額 A+B
申請理由			

様式第5号(第4条関係)

年 月 日

所在地

法人名

代表者名

様

行橋市長

法人市民税減免決定通知書

年 月 日付で申請のありました法人市民税の減免については、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

1. 納税義務者

所在地	
法人名	
法人番号	

2. 当該事業年度

年 月 日 ~ 年 月 日

3. 減免可決

(1) 減免決定額

	減免前税額	減免額	減免後税額
均等割額			
法人税割額			

(2) 減免可決事由

適用条項 行橋市税条例
行橋市税条例施行規則

※行橋市税条例第51条第1項の規定によって、市民税の減免を受けたものは、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければなりません。

資料IV.3.6 「災害被害者に対する固定資産税の減免に関する規則」

【災害被害者に対する固定資産税の減免に関する規則】

平成3年11月20日規則第44号

災害被害者に対する固定資産税の減免に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、行橋市税条例（昭和61年行橋市条例第33号）第72条第1項第3号の規定により、震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害（以下「災害」という。）による被害者の納付すべき固定資産税の軽減又は免除について必要な事項を定めるものとする。

(固定資産税の減免)

第2条 災害により自己の所有する土地、家屋又は償却資産につき生じた損害金額が、その土地、家屋又は償却資産の価額の10分の2以上となる者に対しては、当該年度分の固定資産税（災害が発生した日において、既に納期が経過している分を除く。）の額を、次の区分により軽減し又は免除する。

(1) 土地

- ア 被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき 全部
- イ 被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき 10分の8
- ウ 被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき 10分の6
- エ 被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき 10分の4

(2) 家屋

- ア 全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき 全部
- イ 主要構造部分が著しく損傷し大修理を必要とする場合で当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき 10分の8
- ウ 屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け居住又は使用目的を著しく損じた場合で当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき 10分の6
- エ 外壁、畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ修理又は取替を必要とする場合で当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき 10分の4

(3) 償却資産 前2号の基準に準じて軽減又は免除する。

(減免の申請)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市税減免申請書（様式第1号）に必要事項を記載して、市長に提出しなければならない。

(調査)

第4条 市長は、前条の市税減免申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ、必要な事項について調査を行うものとする。

(減免の決定)

第5条 市長は、申請者に対して減免する旨を決定したときは、市税減免決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(減免の取消)

第6条 市長は、虚偽その他不正行為により固定資産税の減免を受けた者を発見したときは、直ちにその者に係る減免又は免除を取り消すものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

資料IV.3.7 「災害被害者に対する国民健康保険税の減免に関する規則」

【災害被害者に対する国民健康保険税の減免に関する規則】

平成3年11月20日規則第45号

改正

平成7年3月28日規則第3号

災害被害者に対する国民健康保険税の減免に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、行橋市国民健康保険税条例（昭和61年行橋市条例第34号）第10条の3第1項第1号の規定により、震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害（以下「災害」という。）による被害者の納付すべき国民健康保険税の軽減又は免除について必要な事項を定めるものとする。

(国民健康保険税の減免)

第2条 災害により地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第292条第1項第9号に規定する障がい者に該当することとなった者に対しては、当該年度分の国民健康保険税（災害が発生した日において、既に納期が経過している分を除く。以下次項において同じ。）の額の10分の9を軽減する。

2 災害により自己（法第292条第1項第7号に規定する控除対象配偶者及び同条第1項第8号に規定する扶養親族を含む。）の所有する住宅又は家財につき生じた損害金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）が、その住宅又は家財の価格の10分の3以上となる者で、前年中における合計所得金額（法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額で、法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）又は法附則第35条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）がある場合には、当該所得金額を含む。以下同じ。）が1,000万円以下であるものに対しては、当該年度分の国民健康保険税の額を、次の各号の区分により軽減し、又は免除する。

(1) 合計所得金額が500万円以下であるとき

ア 損害程度が10分の5以上であるとき 全部

イ 損害程度が10分の3以上10分の5未満であるとき 2分の1

(2) 合計所得金額が500万円を越え750万円以下であるとき

ア 損害程度が10分の5以上であるとき 2分の1

イ 損害程度が10分の3以上10分の5未満であるとき 4分の1

(3) 合計所得金額が750万円を越え1,000万円以下であるとき

ア 損害程度が10分の5以上であるとき 4分の1

イ 損害程度が10分の3以上10分の5未満であるとき 8分の1

3 災害により農作物に被害を受けた場合に、農作物の減収による損失額の合計額（農作物の減収額から農業災害補償法（昭和22年法律第185号）によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額）が、平年における当該農作物による収入金額の10分の3以上である者で、前年中の合計所得金額が1,000万円以下であり、かつ当該合計所

得金額のうち農業所得以外の所得金額が400万円以下であるもの（以下「農作物の被害者」という。）に対しては、当該年度分の国民健康保険税（災害を受けた日以後の納期に係る国民健康保険税額に前年中における合計所得金額に占める農業所得金額の割合を乗じて得た税額）の額を、次の区分により軽減し、又は免除する。

- (1) 合計所得金額が300万円以下であるとき 全部
- (2) 合計所得金額が300万円を越え400万円以下であるとき 10分の8
- (3) 合計所得金額が400万円を越え550万円以下であるとき 10分の6
- (4) 合計所得金額が550万円を越え750万円以下であるとき 10分の4
- (5) 合計所得金額が750万円を越え1,000万円以下であるとき 10分の2

（減免の申請）

第3条 災害による国民健康保険税の減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、災害減免申請書（様式第1号）に必要事項を記載して、市長に提出しなければならない。

（調査）

第4条 市長は、前条の国民健康保険税減免申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ、必要な事項について調査を行うものとする。

（減免の決定）

第5条 市長は、申請者に対して減免する旨を決定したときは、国民健康保険税減免決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（減免の取消）

第6条 市長は、虚偽その他不正行為により国民健康保険税の減免を受けた者を発見したときは、直ちにその者に係る減免又は免除を取り消すものとする。

（その他）

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

